

◎新潟県告示第637号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月11日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和3年4月26日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
村上市下鍛冶屋字大口389番11	5.00	23.29